

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ① 建物、構築物、車両運搬具、器具備品（リース資産を除く） - 定額法
 - ② リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっている。
- (2) 引当金の計上基準
- ① 退職給付引当金 - 一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の算定による当期末退職金要支給額を計上している。
 - ② 賞与引当金 - 職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。
- (3) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- ① 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
 - ② 消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項は無い

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職共済制度

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- ① 法人全体の財務諸表
(第1号の1様式 第2号の1様式 第3号の1様式)
- ② 事業区分別内訳表
(第1号の2様式 第2号の2様式 第3号の2様式)
- ③ 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
(第1号の3様式 第2号の3様式 第3号の3様式)
- ④ 公益事業における拠点区分別内訳表
当法人では公益事業が1拠点であるため、拠点区分別内訳表の作成を省略している。
- ⑤ 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部拠点区分（社会福祉事業）
「本部」
 - イ 淀川寮（救護）拠点（社会福祉事業）
「救護施設 淀川寮」
「通所・訪問事業」
 - ウ 淀川寮（更生）拠点（社会福祉事業）
「更生施設 淀川寮」
「通所・訪問事業」
 - エ 大淀寮（救護）拠点（社会福祉事業）
「救護施設 大淀寮」
「通所・訪問事業」
「生計困難者に対する相談支援事業」
 - オ 大淀寮（更生）拠点（社会福祉事業）
「更生施設 大淀寮」
「通所・訪問事業」
「生計困難者に対する相談支援事業」
 - カ ふみのさと倶楽部拠点（社会福祉事業）
「老人デイサービスセンター ふみのさと倶楽部」
「居宅介護支援事業」
 - キ 助松寮拠点（社会福祉事業）
「児童養護施設 助松寮」

- ク 弘済みらい園拠点 (社会福祉事業)
「児童養護施設 弘済みらい園」
- ケ 弘済のぞみ園拠点 (社会福祉事業)
「情緒障害児短期治療施設 弘済のぞみ園」
- コ 北さくら園拠点 (社会福祉事業)
「母子生活支援施設 北さくら園」
「生計困難者に対する相談支援事業」
- サ 東さくら園拠点 (社会福祉事業)
「母子生活支援施設 東さくら園」
「生計困難者に対する相談支援事業」
- シ 南さくら園拠点 (社会福祉事業)
「母子生活支援施設 南さくら園」
「生計困難者に対する相談支援事業」
- ス 阿倍野保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 阿倍野保育園」
- セ 相川保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 相川保育園」
- ソ 森之宮保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 森之宮保育園」
- タ 秀野保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 秀野保育園」
- チ 長柄保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 長柄保育園」
「小規模保育事業 さくらんぼルーム」
- ツ 湯里保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 湯里保育園」
- テ 西六保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 西六保育園」
「小規模保育事業 おひさまルーム」
- ト 六反南保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 六反南保育園」
- ナ 玉出東保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 玉出東保育園」
- ニ 北桃谷乳児保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 北桃谷乳児保育園」
- ヌ 今福南保育所拠点 (社会福祉事業)
「保育所 今福南保育所」
- ネ 今津保育所拠点 (社会福祉事業)
「保育所 今津保育所」
- ノ 東喜連保育園所拠点 (社会福祉事業)
「保育所 東喜連保育園」
- ハ 香簗保育園拠点 (社会福祉事業)
「保育所 香簗保育園」
- ヒ 新北島保育所拠点 (社会福祉事業)
「保育所 新北島保育所」
- フ 東喜連保育園(仮称)拠点 (社会福祉事業)
「保育所 東喜連保育園(仮称)」
- ヘ 自立支援センター舞洲拠点 (社会福祉事業)
「隣保事業 自立支援センター舞洲」
「自立相談支援事業 (此花区)」
「自立相談支援事業 (東成区)」
- ホ つくしんぼ基金事業拠点 (公益事業)
「公益事業 つくしんぼ基金」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減内容及び金額（取得価額）は以下のとおりである。（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	806,759,331	337,390,761	10,063,965	1,134,086,127

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等 特別積立金の取崩し
該当事項は無い

7. 担保に供している資産

（1）担保に供されている資産は以下のとおりである。

拠点区分	勘定科目	金額（単位：円）
東喜連保育園	建物（基本財産）	285,355,925

（2）担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

拠点区分	勘定科目	金額（単位：円）
東喜連保育園	設備資金借入金	118,200,000

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

間接法表示の資産については記載していない。

直接法表示の資産は下記のとおりである。

（単位：円）

勘定科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
ソフトウェア	78,120,522	45,823,576	32,296,946
差入保証金	8,476,680	520,000	7,956,680
合計	86,597,202	46,343,576	40,253,626

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当事項は無い

10. 関連当事者との取引の内容
該当事項は無い

11. 重要な偶発債務
該当事項は無い

12. 重要な後発事象
該当事項は無い

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

東喜連保育園（仮称）拠点での平成27年5月16日の建設完了に伴い、東喜連保育園拠点に移管した資産、負債の内訳は以下のとおりである。

移管元拠点	移管先拠点	移管した資産・負債	金額（単位：円）
東喜連保育園（仮称）	東喜連保育園	建物（基本財産）	294,669,335
		構築物	10,022,341
		器具及び備品	9,984,457
		設備資金借入金	118,200,000
		国庫補助特別積立金	14,782,424